

事務連絡
令和8年9月7日

北海道開発局 建設部 道路維持課長補佐	}	殿
地域事業管理官		
各地方整備局 道路部 道路管理課長		
地域道路課長		
沖縄総合事務局開発建設部		
道路管理課長		
道路建設課長		
各高速道路会社 担当課長		
各都道府県・政令指定都市 道路管理担当課長		

国土交通省 道路局

国道・技術課	課長補佐
道路メンテナンス企画室	課長補佐
環境安全・防災課	課長補佐
道路防災対策室	課長補佐
参事官（有料道路管理・活用）付	課長補佐

アンダーパスにおける冠水事故の発生について

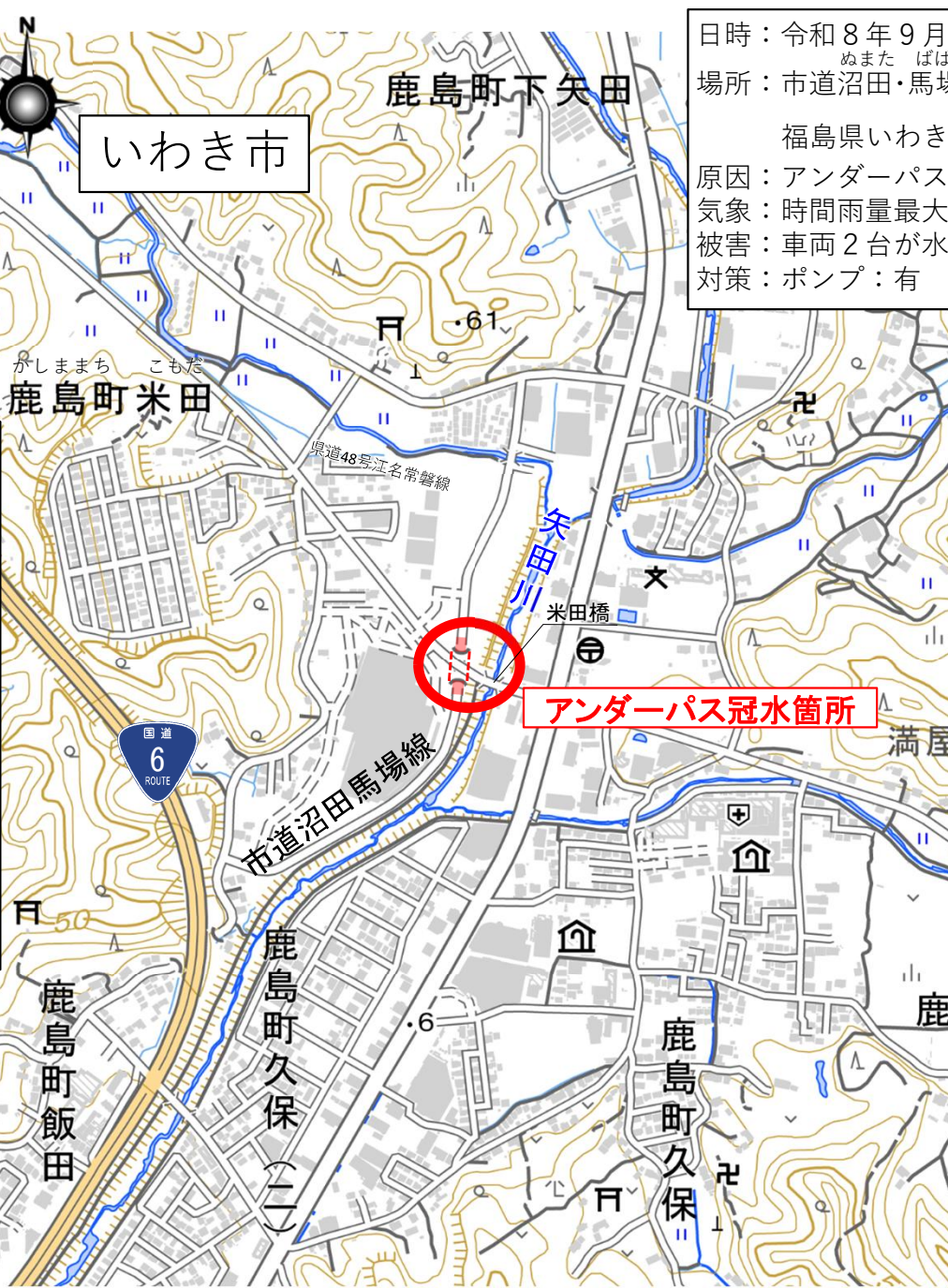
令和8年9月7日に、福島県いわき市が管理する市道のアンダーパスにおいて、冠水発生による死亡事故が発生しました。（別添）

各地方整備局等におかれては、令和8年8月千葉豪雨での事象を踏まえて通知した「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けた当面の対応について（令和8年8月27日事務連絡）」に基づき、アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドラインの策定を待つことなく、事故防止に向けた必要な対応を進めていただいているところです。

今般の事象の発生を受け、改めて、冠水のおそれのある箇所について、車両進入防止対策の強化、排水ポンプ施設や道路情報板等の機能の確保に努めるとともに、通行規制や車両進入防止、迂回誘導等を迅速かつ確実に実施できるよう警察、消防、自治体等の関係機関と連絡・協力体制を再確認するなど、冠水事故の防止に万全を期していただくようお願い致します。

また、地方公共団体、高速道路会社及び地方道路公社等においても管理する道路について、必要な対応を実施していただくようお願い致します。都道府県におかれては、本通知の内容について、管内市町村に対して周知していただくようお願いいたします。

なお、地方公共団体が管理する道路に係わる内容については、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。



日時：令和8年9月7日（月）8時頃
場所：市道沼田・馬場線（米田アンダーボックス）
福島県いわき市鹿島町米田字手倉地内
原因：アンダーパス冠水
気象：時間雨量最大32mm（6時～7時）
被害：車両2台が水没（1名死亡・その他人員は避難して無事）
対策：ポンプ：有 注意喚起看板：有 水位センサー：有



(参考)

事 務 連 絡

令和8年8月27日

各地方整備局等 道路部長 殿

各高速道路会社 道路管理担当部局長 殿

各地方道路公社等 道路管理担当部局長 殿

各都道府県・政令指定都市 道路管理担当部局長 殿

国土交通省 道路局

道路交通管理課長

国道・技術課長

環境安全・防災課長

高速道路課長

アンダーパスにおける冠水事故防止に向けた当面の対応について

令和8年8月千葉豪雨において、アンダーパスの冠水により人的被害等が発生したことを踏まえ、国土交通省では、予防的な事前通行規制の導入や遮断機の設置を含む車両進入防止対策の強化等を進めることとしている。

アンダーパスの冠水事故を防止するためには、排水設備等の正常な機能のみに依存することなく、予防的な事前通行規制、車両進入防止、排水機能の確保等を組み合わせた多重防御により安全を確保するとともに、停電や設備の異常等が発生した場合にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を取り入れることが重要である。

現在、今般の事象に関する調査を進めるとともに、アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドラインの策定を検討しているところであるが、今後も大雨が発生する可能性があることから、ガイドラインの策定を待つことなく、当面、下記の対応を進めることとする。

地方整備局等においては、直轄国道について下記の対応を速やかに実施されたい。

また、地方公共団体、高速道路会社及び地方道路公社等においても、管理する道路について、地域の降雨特性、道路構造、排水方式、過去の冠水実績等を踏まえ、下記を参考に必要な対応を検討されたい。

都道府県においては、本通知の内容について、管内市町村に対しても周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁及び消防庁も承知済みであることを申し添える。

地方公共団体が管理する道路に係る内容については、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

記

1. 予防的な事前通行規制等の実施

アンダーパスについて、過去の冠水実績、道路構造、排水方式、排水設備の能力等を踏まえ、降雨予測、防災気象情報、雨量、水位等を活用し、冠水のおそれが高まった段階で、冠水の発生を待つことなく予防的な事前通行規制を行うことについて検討すること。

また、大雨時に停電又は排水ポンプの異常停止等が発生し、排水機能が低下した場合には、設備の正常な作動のみに依存せず、安全側に移行するフェールセーフの考え方により、冠水の発生を待つことなく早期に通行規制を行うこと。

特に、過去の冠水により車両の水没又は人的被害が発生した箇所など、重大な事故につながるおそれが高い箇所については、予防的な事前通行規制を開始する条件及び実施体制をあらかじめ確認すること。

2. 車両進入防止対策の強化

通行規制を実施する場合には、通行止め看板、バリケード、カラーコーンその他の資機材や道路情報板等を適切に活用し、規制後に車両が冠水のおそれのある区間に進入することがないように必要な措置を講ずること。

また、道路利用者が冠水の危険性を早期に認識し、誤って進入することを防止するため、路面・側壁等への分かりやすい注意喚起表示の設置・充実など、直ちに実施可能な対策を講ずること。

さらに、過去の冠水により車両の水没又は人的被害が発生した箇所などについては、道路構造、交通状況等を踏まえ、自動作動又は遠隔操作が可能な遮断機その他の物理的な車両進入防止設備の設置について検討すること。

これらの対策については、注意喚起、通行規制、物理的な進入防止を組み合わせるなど、一つの設備又は対応の不具合によって安全確保の機能全体が失われない多重防御となるよう留意すること。

3. 排水機能及び監視機能等の確保

停電等により非常用発電設備が自動起動しない場合も想定し、非常用発電設備及び排水ポンプの手動起動手順を確認するとともに、実動訓練を実施すること。

あわせて、停電時においても、水位監視、警報その他道路利用者の安全確保に必要な機能が維持されるか確認するとともに、一部の設備に異常が生じた場合にも必要な機能が確保されるよう、フェールセーフの観点から対応手順等を確認すること。

4. 関係機関との連携

予防的な事前通行規制、車両進入防止及び迂回誘導を迅速に実施できるよう、必要に応じ、都道府県警察その他の関係機関と、情報伝達、連絡体制等についてあらかじめ調整すること。

5. 今後の対応

国土交通省においては、今般の事象に関する調査結果や各道路管理者等における取組状況を踏まえ、多重防御及びフェールセーフの考え方を基本として、予防的な事前通行規制、通行規制基準及び車両進入防止対策等についてガイドラインを策定する予定である。

各道路管理者等においては、ガイドラインの策定を待つことなく、実施可能な対策から速やかに取り組まれない。